

遠隔授業における著作権関連情報

新型コロナウイルス拡大に伴う遠隔授業の増加を受け、緊急措置がとられています。

【著作権】教育機関の授業の過程における著作物の利用について（2020年4月28日確認）

従来は①対面授業ために複製することや②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信することは著作権法第35条により無許諾・無償で可能でした。

③その他の公衆送信は権利者の許諾が必要でした。

その他の公衆送信の例

- オンデマンド授業で講義映像や資料を送信
- スタジオ型のリアルタイム配信授業
- 対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
- 対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信

こうした中、ICT教育の円滑化を図る上で③の見直しを求む声を受け、平成30年に著作権法を改正し、その他の公衆送信について補償金を支払うことにより無許諾で可能とし、令和3年5月24日までに施行予定でした。

その後、新型コロナウイルス感染拡大により施行が令和2年4月28日に前倒しになり、さらに令和2年度に限り補償金を無償にするという扱いがされることになりました。

参照サイト

https://www.nii.ac.jp/news/upload/20200417-1_Kishimoto.pdf

【各電子リソース利用規約】教育機関の授業の過程における著作物の利用について（2020年4月28日確認）

電子リソースは各社の製品になるため、契約時に利用規約を結んでいます。そのため利用の際は規約に抵触しないことが前提です。著作権的には抵触しなくても規約上の確認をとる必要があるため教材に利用したい製品がある場合は図書館までお問い合わせください。現状では各社によって可否が分かれています。

図書館利用係 sogoriyo@tokai-u.jp